

1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入 —新技術の普及と公共性の観念—

松 波 京 子

This paper examines the nationalization of the electric telegraphs business in late-nineteenth century Britain, with a focus on the legislative procedures of the Telegraph Act of 1868 and related debates. This nationalization was the first case of establishing a national monopoly through forced acquisition in Britain. The purpose of this paper is to indicate that the concept of the publicness of electric telegraphs played a crucial role in establishing modern information infrastructures that marked the dawn of the information society in Britain.

This paper discusses the following historical records: UK Parliamentary Debates (House of Commons), and the pamphlets concerning the nationalization of electric telegraphs. Those who participated in the debates included members of the Parliament, merchants, electric telegraph and railway companies, an economist, scientists, and electrical engineers. The participants all agreed that electric telegraphs were increasingly garnering public interest. It was considered remarkable that this nationalization was implemented under the influence of British liberalism. The focal issue of the debates was who should run the business, the British government or British private companies. Further, the British Parliament recognized that a national monopoly of electric telegraphs was indispensable for the diffusion of telegraphic communication.

I. 序 論

本論文は、1868年のイギリス電信国有化法¹⁾（以下、電信国有化法と記す）による電信事業の国有化を、情報通信インフラが国家の政策によって国民に普及した事例の一つととらえ、この法律がいかなる経緯・議論を経て成立したのかを、特に当時の電信に対する公共性の観念に着目して明らかにする。情報社会論の先駆者であるダニエル・ベルは、情報は脱工業社会の社会変化の源であると指摘している（ベル、訳書1975, pp. 255-256）。本論文は情報社会に必要不可欠な情報通信インフラが、科学技術の発展によって一般の人々に普及した一つの起点である19世紀イギリスの電信に着目する。

電信国有化法案に関連する議論では「人々／一般の人々（the General public, the public, the peopleなど）」という言葉が頻出する。この「人々／一般の人々」の範囲は、電信の実際の利用者である議員・貿易商といった富裕層から、文字を書けないが料金を先払いできる人物といった幅広い層を含んでいた。また電信国有化の議論がイギリスで既に運用されていたペニー郵便制度を手本としていたので、少なくとも当時1ペニー郵便を利用できた人々が受益者とみなされた。さらに法案を議論する過程ではこれらの言葉は、広く社会一般という意味合いで使用されていた。以上の理由により、本論文ではこの「人々／一般の人々」の範囲を、中産階級以上ではなく、少なくとも電信の利用料金である1ペニー

* 論文審査受付日：2012年6月5日。採用決定日：2012年9月27日（編集委員会）

を事前に支払うことが可能な幅広い階層を意味していると考える。

電信の実用化は世界に先駆けてイギリスで行われた。1838年ロンドンのパディントン－ウェスト・ドレイトン間（約21km）に最初の電信線が建設されて以降、1850年にイギリス国内における電信線の総延長は14,470kmに、1867年には95,956kmとなった²⁾。しかし電報利用料は最低でも20語1ポンドと、一般の人々が日常的に利用するにはかなり高額であった。実質的に電信は一般の人々に開放されているとは言いがたい通信手段だった。イギリスでは1840年代の電信会社の勃興期以降、民間会社によって電信が普及したが、1860年代中頃より、諸外国の電信料金に比べてイギリス国内の通信料が高額であることに不満が高まり、政府によって電信を国有化すべきという議論が活発に行われた。電信国有化法は1868年に成立し、その後1869年、1870年に追加法案が可決され、1870年、最終的にイギリス国内の電信システムが国有化された。これは政府による半強制的な買収だった。電報は全国一律料金となり、誰もが電報を利用できる環境になったことから、瞬く間に人々の通信手段として定着した。以上の一般的な国有化の経緯は、キーヴ（Kieve, 1973）やペリー（Perry, 1992, 1997）が解説している。

電信国有化法は電信を基盤とする情報社会に一般の人々の参加を可能にしたが、この法律によって、イギリスでは初めて全国規模の産業が国有化された³⁾。この法案は20世紀の産業国有化の先駆であったといわれる⁴⁾。しかもこの法案の成立は、イギリス自由主義の黄金時代と言われる1860年代だった。電信国有化法の審議は1867年から1870年にかけてで、この期間中に与党は保守党から自由党へと交

代した。この政権交代にもかかわらず、国有化の趣旨は変更されることなく引き継がれた。1861年当時の大蔵大臣 W. E. グラッドストンによって動き出したこの国有化プロジェクトは、自由主義を標榜する両党の政治家らの手で可決された。先に述べた「電報料金が高額である」という理由のみで、政府が民間企業である電信会社を買収できたのではない。保守党・自由党の両政権下において議会で法案を可決させるためには党派を超える大義名分が必要であり、それが電信システムという情報インフラの公共性の認識だった。

下院に提出される改正法案が特別委員会で可決される過程では、自由主義の経済学者ウィリアム S. ジェヴォンズや、後の福祉国家論者の先駆けとも言われる社会改良主義の立場をとる郵政省高官スクーダモア（Frank Ives Scudamore⁵⁾）、電信を開発した科学者ホイートストーン（Charles Wheatstone）や電信技術者トマス・アラン（Thomas Allan）といった幅広い人々が電信の普及に公共性を認め、電信企業の強硬な反対を押し切った。国有化を支持する彼らは電信は広く国民へ開放すべき“公益”であるので、国家が電信普及の役割を担うべきであると主張した。彼らは立場や思想傾向を異にしていたが、① 新技術である電信を公益として捉え、② 人々の公益へのアクセスは保障されなければならず、③ 国家に公益へのアクセスを積極的に保障する役割がある、という3点で意見を同じくした。

国有化を支持する人々は「情報通信の公共性」を認めた上で、電信を人々に利益をもたらす「普遍的な公益性」を持つ公共財と見なした。そして普遍的な公益は国家が担うべきと考えたため、イギリス国内全土の電信企業

が国有化されたのである。本論文では電信の公共性の観念の検討を、電信国有化の過程から解明する。以下、第Ⅱ章では先行研究について述べ、第Ⅲ章では本法案が成立した要因について社会的背景から考察し、第Ⅳ章では本法案でそれぞれのグループが合意に至った枠組みがどのようなものであったのかについて、第Ⅴ章ではその合意の内容について議会資料等からそれぞれ明らかにする。

II. 先行研究

1. 電信と情報社会論

電信を理論的に考察した研究は情報社会論に始まる。フランク・ウェブスター（1995）の整理によれば、ダニエル・ベルやマニュエル・カステルらは、科学技術が社会や文化を変化させると考える。情報通信技術も情報社会の形成過程でそのような役割を果たす。これに対しギデンズやハーバーマスらはベルらの科学技術決定論に意義を唱え、情報社会の発展を歴史的な源流や継続性という視点から説明すべきと主張する^⑥。日本でも佐伯俊樹が、「情報技術がどう使われるかというは社会的なコンテキストの上で決まってくる」（佐伯、1996, p. 216）と、情報社会論の科学技術決定論を批判している。

これらの批判は、ベルやカステルの情報社会論には「社会の技術選択」という視点が欠落していることを指摘している。本論文が扱う電信国有化法案は、新しい科学技術に対する公共性の社会的認知が技術の普及に大きな影響を与えることを示す事例とみることができる。

2. 電信と公益事業研究

イギリスの電信の歴史学的研究では、海底ケーブルを利用した国際公共財としての海外情報通信ネットワークが主に研究の対象とされてきた^⑦。電信国有化法の審議過程では、電信は国際公共財としてではなく、一般の人々のための公共財として認識されていた。この視点からの電信の分析には、公益事業としての電信会社の研究が挙げられる。その主なものはレオナルド・L・ティヴィー『イギリス産業の国有化』（訳書1980, 原著1973）、佐々木弘『イギリス公企業論の系譜』（1973）である。これらの研究は電信事業の公共性を検討しているが、電信国有化法については、後の国有化政策の萌芽の時代である1880年代の更に先駆け的な政策として触れるにとどまっている。

またこの法律は後の国有化の先駆け的な法律だが、それを採択したのは経済的自由主義の立場をとっていた保守党政権下の議会だった。ティヴィーらの先行研究は情報インフラの公共性の認識を扱っておらず、また議論のプロセスを検討して経済的自由主義の立場である保守党がなぜ「国家干渉」政策を受け入れたのかについても明らかにしていない。

3. 電信と公共政策研究

近年この点について、経済思想史の分野で研究が行われている。本法案成立にはさまざまな立場の人々が関与しているが、その中で経済学者ジェヴォンズの電信国有化論については、経済思想史上の業績がある。特に井上「ジェヴォンズと革命の時代」（『経済政策思想史』1999）、と上宮「ジェヴォンズとエッジワース 功利主義的社会観」（『福祉の経済思想家たち』2007）は、彼の電信国有化論

を功利主義の立場からの社会改良政策として説明している⁸⁾。これらの研究は自由主義と社会改良政策との関係に言及し、それが新自由主義への転換点であることを示唆している。

電信国有化法の議論では功利主義者ばかりでなく、様々な政治的、思想的立場の人物がこの政策を積極的に支持し、その主張を議会が受け入れている。議論の要点も、誰が人々の公益へのアクセス権を保障するのかにあった。電信国有化法は個人資産への国家干渉法であると当時でも批判されているが⁹⁾、それが保守党政権下で成立するためには、功利主義などの特定の思想的立場を超えた、幅広い合意の枠組みが必要であったと思われる¹⁰⁾。

III. 電信国有化法案が成立した要因

電信国有化法が成立した背景には、議員・官僚、商人・報道関係者ら、電信・鉄道会社といった様々な団体の社会的な利害関係がある。本章では電信国有化法案に関連した人々がいかなる社会的な利害関係から協力／反対したのかを明らかにする。先行研究としてキー（1973）、ペリー（1992、1997）を参考にしつつ、主として用いた史料は英国下院の本会議録、議会文書、及び関連人物が発行したパンフレットである。

1. 法案成立を推進した社会的な利害

電信料金が高額なのは、民間会社が運営しているからであり、政府による経営が望ましいという意見は、1850年代後半から現れる。1854年の*Quarterly Review*には、電信の遅延や電信回送中の誤謬といった民間会社による電信送信への不満と、政府による電信システムの運営を要望する記事が掲載された

(Hochfelder, 2000, p. 740)。同年、電信技術者のアラン（Thomas Allan）が、配達距離にかかわらず20語まで1シリングという料金設定の、政府による電信システムの運営を提案する (Kieve, 1973, p. 119)。彼は規模の経済性により、利用料が1シリングでも電信システムの運営ができると主張した (Kieve, 1973, p. 120)。この案は1860年に、彼と見解を同じくする郵政大臣のスタンレー (Edward Stanley, Second Baron Stanley of Alderley), J. L. リカード (John Lewis Ricardo) へ再度提案された¹¹⁾。翌年の1861年、J. L. リカードは当時の自由党政権下で大蔵大臣だったグラッドストンに、政府による電信システムの運営を提示している。J. L. リカードの電信国有化案はグラッドストンによって、国債会計局長 (Comptroller General of the National Debt) のスピーマン (Alexander Spearman) 及び、当時既に貯蓄銀行制度導入によって成果を上げていた郵政省の高官スクーデモアにまわされた (Keive, 1973, p. 121)。

これらの電信国有化を推進する人々の動きに対し、1865年、イギリス国内の電信会社も国内電信料金改定に着手し、ロンドン市内及び大都市内発の電報については、市内宛が20語以下6ペンス、市外宛の電報については、100マイルまでが20語以下1シリング、100マイル以上200マイルまでが20語以下1シリング6ペンス、200マイル以上300マイルまでが20語以下2シリング、と国内均一料金を設定した。これは、政府による「乗っ取り」に対する防衛策でもあったが、激化する民間会社間の競争を少しでも緩和しようとする試みでもあった (Keive, 1973, p. 67)。それまでは距離と電報が通過する電信会社料金の合算で

あったため、かなり高額な通信料だったが、大々的な料金の改定が初めて行われた。

しかし電信国有化に対する要望の高まりは、この料金改定でも収まらなかった。新聞各社の高額な料金及び遅く不正確な電信に対する不満は解消されず、1865年に電信料金などの改善を要求する新聞連合（Press Association）がマン彻スターに結成された¹²⁾。また1865年から1866年にマン彻スター統計協会の会員となり、応用経済学者として名声を高めていたジェヴォンズは、1867年4月に発表したパンフレットで電信国有化を支持する¹³⁾。経済界でも国有化に向けた動きは大きくなっていた。1856年にリヴァプール商工会議所は、電信局の増設及び20語6ペンスを超えない料金による均一電信料金の導入を下院に請願している¹⁴⁾。1865年、エдинバラ商工会議所は電信の国有化を検討するために委員会を設置した。委員会は低額料金による電信の送信システムの構築、配信遅延及び誤謬に対する改善、特に報道電報に関する料金・スピードの改善を政府に請願すべきであると報告した。同年10月に、この報告はエдинバラ商工会議所で多くの支持を得て採択され、各地の商工会議所に回送された（Keive, 1973, pp. 125-128）。このエдинバラ商工会議所による請願は電信国有化を促進する大きなきっかけとなった。

電信会社の他には鉄道会社が電信の国有化に反対していた。電信はその発展段階から鉄道と深く関わっているが、それは鉄道の運行に電信が利用されたためでもあった。電信施設そのものは電信会社が所有しているケースが多くたが、ウェイ・リーヴ（way-leave）という電信線を架橋する際に利用している空間・土地（例えば鉄道網に沿って走っている

電信線や電信柱）についても強制買収の対象となるのか、と言った点が鉄道会社の危惧している主な点であった¹⁵⁾。

以上のように、実際の電信利用者であった商人や報道関係者、学者らの電信国有化賛成運動に対して、反対の立場だったのは電信会社と鉄道会社であった。

2. 政治家：超党派の合意と官僚

本節では前節で触れた利害関係を背景に、政治家が所属する政党の立場を超えて電信の国有化に賛成／反対し、また法案成立に関与した官僚の背景について明らかにする。

1866年7月、郵政大臣であったスタンレーはエдинバラ商工会議所からの請願を直接の根拠として、大蔵卿委員会（Lords Commissioners of Her Majesty's Treasury）あてに電信の国有化について本格的に検討すべきであるとする文書を提出する¹⁶⁾。この時、スタンレーから電信国有化について検討を指示されていたスクーデモアによって、国有化を進めるための論拠となる報告書が郵政大臣宛に提出されていたが、先の請願にこの報告書が添付された¹⁷⁾。その後、1867年から1878年に開催された下院議会に、スクーデモアの作成した電信国有化法草案が提出された。1867年11月 *London Gazette* に、郵政大臣による国内電信国有化についての声明が掲載される。この法案は第2次選挙法改正法案の紛糾した議論により、議会開催期限内に審議が尽くされなかつたため、廃案となつた。しかし翌年の1868年4月に、大蔵大臣ハント（George Ward Hunt）により電信国有化法案の予算が認可されると、そのまま可決された¹⁸⁾。ただし、電信会社及び電信システムを取り入れていた鉄道会社の強い反対運動があつ

たため、1868年6月18日に下院で第2読会が開催され、法案趣旨の是非について十分な検討が必要であるとして特別委員会（Select Committee）へ付託されることが決定される。特別委員会委員は当時の保守党政権下で大蔵大臣であったハントを議長として、ロンドン市選出議員でありイングランド銀行役員でこの法案に反対だった自由党のゴッシェン（George Goshen）や、鉄道マンでありヨーク州選出議員で、ゴッシェンと同様に法案に反対であった自由党のリーマン（George Leeman）らを含む11名¹⁹⁾で構成された。この委員会は1868年7月1日から7月16日まで、召喚を受けた証人と1問1答で進められ、重要な事項については委員による採決を行った。

この委員会では法案趣旨についての検討が重要な議題のひとつであったが、ゴッシェン、リーマン以外の自由党所属の委員は強い反対の姿勢は示しておらず、その趣旨が覆されることはなかった。その後、委員会の決定をふまえた修正法案が1868年7月に下院に提示された。この修正案は両議会で可決され、1868年に電信国有化法が成立することとなった。電信国有化法については1869年、1870年と追加法案が可決されている。

ペリー（1992, 1997）はこの電信国有化法案が成立した経緯について、19世紀を通じて官僚制拡大の中心となった郵政省の存在とその役割を重要視している。本法案の場合、郵政官僚スクーダモアが抱くローランド・ヒルのへの対抗心や上昇志向が彼の暴走²⁰⁾を促した側面があるものの、国家の役割を拡大させようとする官僚が存在し、また実際に彼の意向どおりに法案が成立し、郵政省の権益が拡大したことが重要であるとペリーは指摘する。

以上のように、電信国有化法案が実際に議

会で成立する際には、保守党・自由党という党派を超えた合意があり、またその背後に郵政官僚スクーダモアの電信国営化に対する積極的な役割があったのである。

3. 小括

電信国有化法成立以前において、法案成立を目指したのはグラッドストンを始めとする議員たちだった。電信の国有化に賛成したのは、政府、大蔵省、郵政省、各地の商工会議所、新聞協会、ジェヴォンズ、科学者・技術者らだった。反対したのは電信会社と電信を利用する鉄道会社だった。その社会的背景には、パンフレットや新聞投書、議会への請願で公にされた電信に対する不満、経済的自由主義者による電信事業国有化への賛成の表明など、さまざまな利害の立場からの世論の大きな後押しがあった。また法案成立過程での郵政官僚の積極的な役割については、ペリーが指摘する官僚制の拡大という要素があったことも無視できない。電信国有化は低廉で効率の高い電信網を求める多くの人々の利害に基づいており、反対したのは電信会社と鉄道会社という、現行制度から直接の利益を得ている集団だけで、彼らは孤立せざるをえなかった。官僚や政治家たちも彼ら自身の利害に従って行動していたとも考えられる。

IV. 合意の枠組み

電信国有化法案が可決される前後の時代は、イギリス議会が貴族・ジェントリーから民衆へと段階的に開放された時代だった。1867年の第2次選挙法改正によって有権者が135万人から247万人²¹⁾へと増大し、議会はより民意を反映する機関として、その重要性を増し

ていた。また、パーマストンによる長期政権時代が終わり、保守党と自由党が政権を奪い合う時代であったため、下院議員の出身はジェントルマン層でほぼ占められていたが（村岡, 1980, p. 51），議会討論で有権者の関心を無視できる状況ではなかった。政府は世論の動向を無視できなかったのである。国家の諸問題は全て議会で議論され、その内容は翌日、新聞紙上で公開された（竹島, 1989, 第IV章）。議論に必要な資料も議会に多く提出された。電信国有化法案が成立する際にも、法案が議会に提出されるまで、電信事業国有化の要望投書の新聞掲載や、各地の商工会議所の請願運動、ジェヴォンズの電信事業の国有化賛成の表明など、世論の傾向は電信事業の国有化是認の流れにあったため、議会でも電信国有化を積極的に否定しようという流れにはならなかった。特別委員会で積極的に法案反対を訴えた自由党のリーマンは本法案の第2読会において、

「最近、王立委員会は政府の鉄道を保有する政策について審議しました。委員会には参考人として、エド温・チャドウィック氏らが審問され、彼らはその提案を支持すると証言しました。しかしながら、鉄道委員会は報告書で、鉄道網は民間企業から始まっており、また民間企業だからこそ鉄道は他の業種よりも急速な発展を導いたことを指摘しました。委員会が達した結論としては、様々な証言が述べられたものの、国による鉄道の買収に賛成の意見で一致することは無く、鉄道の敷設及び維持についても議会によつてある一定の規制を受けつつも、人々による自由な企業に任せておく方が得策で

ある、というものであったのです。国による電信の買収にはこれと同等の言説が適用されるべきであります。」²²⁾

と、経済的自由主義の立場から国の事業独占と秘密保持といった問題について批判するのである。また電信国有化推進者の一人でもある当時の自由党党首グラッドストンには、経済的自由主義の立場からの留保条件があった。彼は、

「(この法案の) 問題の一つは、政府の独占状態を許すこと無く、政府に電信システムを委ねることが可能かということです。ただし、政府が独占を得たとしても、それが郵便局の経営と同じ原理であれば大半がその独占に賛意を示すでしょう。」²³⁾

と述べる。結果としてグラッドストンは、事業独占に原則的には批判的でありながら、国による事業独占に賛成を示すのである。反対派が批判の論拠とする経済的自由主義の原則を保留して、公益を一般の人々に保証するという国の役割を是認したのが1868年特別委員会であった。電信事業の国有化が議会という公の場で議論されるとき、それぞれの利害が一致したというだけでは、電信会社の強い反対を押し切る形で国の独占事業を認める法案を賛成することは難しかったのではないかと考える。賛成派は自分たちの個々の利害ではなく、経済的自由主義の考え方を修正する「公共性」という共通の合意の枠組みを必要とし、それによって超党派的な合意が得られたと考えるべきである。

そこで本章では特別委員会における国有化

の是非に関する議論について、賛成派・反対派双方の主張から当時の電信に対して考えられていた公共性を明らかにし、次章では電信の公益性から国が積極的に関与することを認めた根拠について検討をする。

1. 反対派：電信会社の主張について

電信の公共性についての当時の認識は、電信国有化法案の特別委員会に出席し意見を述べた主な団体・人物（政府、ジェヴォンズ、電信会社、鉄道会社）の主張を検討することで明らかになる。1節から3節ではそれぞれの主張についてその要点を述べる。

まず本節では反対派である電信会社の主張を明らかにする。7月1日、最初に召喚された証人はこの法案を起草したスクーダモアだった。議題は法案の序文の審議で、従って政府が電信システムを統制することそれ自体に対して、鋭い質問がなされた。この委員会が開催される以前に発行された、電信会社による法案反対声明 *Government and the Telegraphs: Statement of the Case of the Electric and International Telegraph Company Against the Government Bill for Acquiring the Telegraphs* (1868) が、かなりの影響力を持っていたことが議事録から伺える。このパンフレットは、以下の点などを主張している。

- ① 議会によって十分な審議が行われていないにも関わらず、法案が成立したこと、
- ② 法案序文で明示されている「イギリス及びアイルランドにおいては電信によるコミュニケーションが不十分である」という点は、Electric and International Telegraph Company が、請願などによって利益の見

込めない地域への電信線の敷設も行い、大都市以外にも電信網を敷設しており、1,300カ所の電信局・60,000マイルに及ぶ電信線の敷設・3,000人の専門職の養成といった電信会社の20年間に渡る努力を否定していること、

- ③ 今後の電信利用数の増加や電信各社の競争により高額であると批判されている電信通信料金についても、自由競争により将来的に改善されること、
- ④ 特許を持つ電信通信装置について、その製品は高額であるにも関わらず、法案に買収の対象であると明記されていないこと²⁴⁾、
- ⑤ 低料金による収入で、甚大な電信システムの適切なメンテナンスを行うことが可能であるのか、
- ⑥ ベルギーとスイスを電信国有化の根拠として、比較対象とするのは誤りであること、
- ⑦ 政府による電信システムの運営は、電信システムそのものを干渉・妨害するのではないかといった情報漏洩などに対する疑問²⁵⁾、
- ⑧ 鉄道会社の電信に関する不言及。

特に⑥についてパンフレットでは、ベルギーとスイスの政府による電信システムとイギリス国内のものとの比較、例えば、郵便と電信利用率の1860年から1866年の比較について、スクーダモアの分析によれば、ベルギー218：1→37：1、スイス84：1→69：1、イギリス296：1→121：1とあるが、これは各国がletterで発送する違い（イギリスはcircul-lars, samples, patternsが多い）が考慮されていないと激しく批判する。この分析は、同法起草の直接的な根拠となっているが、イギリスの電信システムと比較するには、あまりにも規模や習慣を無視しているとパンフレッ

トは指摘する。また、ベルギーやスイスなどは電信が国の領域を通過するだけなのに対し、イギリスは電信の発信・着信地であるため配達の経費がかかるとする。更に、2カ国とも鉄道が国有であるため鉄道利用などの料金はかからないにも関わらず、海外電信回送によって国内電信の損失を補填していることなども明らかにする。このように財政面からも政府案の不備を指摘し、それらの国々のシステムをそのまま導入しようとすれば、必ず業務費用が収益を上回ると主張している。

このようにパンフレットでなされた主張は、委員会でも同様の趣旨の質疑で表明された。

2. 支持派：スクーダモアの主張について

次に本法案の最大の支持者、郵政官僚スクーダモアの主張を明らかにする。彼の従来の主張は、イギリスよりも先に電信システムを国有化していたベルギー及びスイスの、低額一律料金制度の導入によって取り扱い電報数が飛躍的に増加した実例をもとに、イギリスも国有化を図るべきであるというものである。導入に当たっては、以下の点を主張する。

- ① 距離にかかわらず20語（住所と受取人名は除外）まで最大1シリングで発送を可能すること，
- ② 遅延や内容の誤記は鉄道会社の事務員による電信取り扱いが原因であるので、電信オペレーターを専門職として訓練すること、郵便局が電信を専門的に扱うことによって誤記や遅延を防げること，
- ③ ロンドン以外の大都市や、スコットランド・ウェールズ・アイルランドの各都市における電信局の増設による、電信ネットワークの拡充，

- ④ 暗号の利用などによる電信内容の漏洩防止。

このような主張を背景に、1)で挙げた反対派の趣旨に添った質問に対し、スクーダモアは応答した。彼は多くの商工会議所から、従来の電信局は非常に不便な場所に立地しており、かつ料金が高額であるので、人々にとって利便性が良い電信局の設置と、全国統一の低料金による電信システムを政府管理で運営して欲しいという請願を受けていることを説明する。その上で、大陸の主な国々（ベルギー・スイス・フランスなど）が電信システムを低額の均一料金によって国営で行っていること、またこれらの国々が行っている特別料金の加算は一切しない方針であることを主張する。

次に、遅延や誤謬は電信会社の問題ではなく、システムの問題であるとして、政府による管理の下で、①郵便為替局（Money Order Office、約30,000ヵ所）を電信局としても利用すること、②政府による電信オペレーターに対する職業訓練を行うことなどを挙げる。スクーダモアはこれらの改善策によって、遅延や誤謬をシステム的に防ぐことが可能であると述べた。

電信の情報漏洩対策については、従来の郵便システムにおいて情報漏洩が発生していない事實を挙げ、郵便システムと同様のシステムを電信システムでも展開することと、政府の職員による業務運営といった点から、民間会社より信用性が高いと主張する。

電信の普及については、株主への利益還元が大きな目的である民間会社よりも政府による統一的な管理・運営に基づいた方が、これまで電信システムの恩恵から除外されていた郊外地区なども電信システムを利用できるよ

うになること、秘密保持については、郵政事業においてこの28年間、宛先不明の郵便物を開封して宛先を確認し配達しているが、その内容が漏洩したことは無く、このような訓練を受けた職員が電報を扱うので、情報漏洩の心配はないと主張する。

3. 支持派：ジェヴォンズの主張について

本委員会は、エдинバラ商工会議所の議長であるハリスン（George Harrison）や電信技術者アランなども召喚されているが、特に注目すべきは、当時既に高名であった経済学者ジェヴォンズが召喚され、政府が電信を占有する点に対して、彼の国有化論について意見を述べている点である。井上（1987）によれば、ジェヴォンズは委員会以前に発行されたパンフレット（1867）の中で、国有化によって利益をえるための条件を以下のように示す。「① 多数の広範な諸活動が、単一の包括的な政府システムの中で効率的に結合され、統合され、調整される場合、② 諸活動が普遍的で規定どおりに行われる場合、③ 諸活動が公衆の眼前で行われるか、あるいはどのような失敗でも不明確さを即座に見破り暴露しようとしている個人のサービスのために成される場合、④ ほんのわずかの資本支出しかなく、それゆえ年々の収入、経費勘定が十分正確にその部門の実際の取引の状態を示している場合」²⁶⁾。ジェヴォンズはこの4条件を基本的に満たしているので、国家による電信国有化が認められると主張する²⁷⁾。本委員会7月6日の証言でも、法的独占や企業による独占は認められないが、電信の政府運営に関しては、その原則が国内のコミュニケーションを誰が担うかという問題であって、一律料金による電信システムの普及は手段の一つで、

そのための政府による投資であれば、問題はない」と主張している。

4. 国家と電信ネットワーク

以上の主張において電信の軍事的な公共性が一切議論されていないということは注目すべきである。1837年以降国家財政が赤字となり自由貿易が推進され、1843年の機械の海外輸出の解禁、1846年の穀物法撤廃、1849年の航海法撤廃といった自由貿易の原則が確立された²⁸⁾。この自由貿易体制下で植民地との短時間通信を可能にするために、電信海底ケーブルが本国と植民地間に建設された。また20世紀前半の情報社会の基盤技術である無線による通信システムが普及する際には、政治的・軍事的な理由が重視された。イギリス政府は無線技術の発展に高い関心を示し、無線のネットワークも大々的に拡大させた。マルコーニ（Guglielmo Marconi）によって開発された無線技術は、船舶通信の必要性やケーブルが不要であるために、各国で電信ネットワークよりも極めて早いスピードで発展した。イギリスでも海上航行の安全性を確保するために無線通信は船舶に積極的に搭載されたが、それ以上に軍事的な理由から、海軍による無線基地建設が行われた。このように長距離通信が国際的に展開する際には、政治的・軍事的な利益が最も重要となる。

海外における電信ネットワークが政治的・軍事的な観点から積極的に建設された反面、政治家やスクーデモアらは、国民に電信ネットワークを開放すべきであるという論理によって、電信システムの国有化を推進した。電信国有化法案を審議する過程で、軍事的必要性はほとんど検討されていない。焦点となったのは、政府の独占による電信システムの運営

は妥当か、1シリングという低料金で政府に電信システムを維持管理できるのか、政府管理となった場合に電報の機密性が保持されるのか、といった点だった。

5. 小括

法案の最大の争点は担い手が誰であればイギリス国内に電信の普及がすみやかに実施され、かつ人々にとって安全で利便性の高い通信手段になるかという点であった。料金が一向に下がる気配のない民間企業よりは国の管理下による方が早く確実に電信が普及できるという見込みをスクーダモアが他国の電信事業実績やそれまでの郵便事業の信頼から主張し、またジェヴォンズらがそれに専門的な見地を与えたことなどから、特別委員会は法案の趣旨を変更しないという決定を下すことになったのである。

V. 法案を成立させた合意の内容

本章では、第Ⅲ章で明らかにした電信の公益性から、国が電信事業に対して積極的に関与することを認めた根拠について検討をする。

1. 電信を利用する一般の人々の権利

経営的な観点から判断する場合、イギリス電信国有化は、結果的に政府にとって有意義ではなかったといえる。この法律はスクーダモアの国有化費用の楽観的算定に基づいて起案されたため、電信会社の買収及び買収額に関して問題点多かった。電信会社は買収額の算定根拠の甘さや、特許製品や鉄道会社が運営する電信システムに対する扱いが規定されていない点などを鋭く指摘しており、民間会社の買収額や鉄道会社の電信システムの買

収・運営についてどのようにすべきか議論された。これに伴い、12条で構成されていた最初の法が、賠償方法を細かく定めた条項を加えたため、24条まで大幅に加条されることになった。さらに、その後追加された法による買収金額の膨大化、電信局員らの給料・年金の高騰によって、イギリス政府が描いていたような増収を得ることは無かった²⁹⁾。またジェヴォンズは、国有化後に電信に対する評価を変更している。電信システムが政府の統制となって4年経過した1874年の論文“*The Railway and the State*”では、資本支出がかなり多かったことに注目し、彼自身が設定した4条件の内の第4の条件が満たせるかどうかについて経過年数が少ないため、評価不可能であるとの慎重な態度に変わり、1年後の1875年の論文“*The Post Office, Telegraphs and their Financial Results*”では、電信事業の政府買収は財政的観点からは、失敗であったと結論を下した（井上、1987, p. 226）。財政的観点から見た場合、明らかに利益を得られる見込みが無かったのである。

しかし電信国有化の議論を見る限り、国有化を支持者する人々は必ずしも国営の営利事業としての経営上の問題を最重視してはいなかった。むしろ電信システムの公共性を強調し、国民の利便性を重要視した。それは以下の証言に見て取れる。

<1868年7月1日：スクーダモアの証言>

Q：「あなたは、電信による通信手段は社会全体に重要で、社会全体の構成員がアクセスできるべきだと考えるのか？」

A：「そう考えます。」

（省略）

Q：「資本と配当の問題について、もし公的機関の経営下であればそのような問題（筆者注：ここでの問題とは、株主の配当を偏重する経営のことを指している）が起こらないのか？」

A：「起こりません。確かに、郵便局は国民の利益のために独立採算をしていくのであって、そのために利益を出さなければならぬのですが、けれども利益を出すことを最終目的にはしません。」

<1868年7月7日：トマス・アランの証言>

Q：「政府が電信をその統括下におく場合を除き、電信料金が大幅に値下げするという見込みがあると考えるか？」

A：「私はそのように考えません。現在電信を運営している会社は、配当ばかりを気にしており消費者の問題として電信を運営しておらず、このような態度からは料金の大幅な値下げなど考えられません。」

電信という情報通信システムを国が統制する場合、その背後に「国家戦略」という意図があるように想定できるが、電信国有化法の場合、国家にとっての政治的、軍事的有用性ではなかった。特別委員会ではむしろ、電信システムは国民に広く開放されるべきだとする「情報通信の公共性」の概念を双方が共有了上で、電信システムの発展を誰が担うべきかについて、反対派・支持派がそれぞれの主張を展開した。法案反対派と支持派の議論を比較すると、“for the public”や“the interest of the public”といった視点が双方の主張の根拠となっていることがうかがえる。電信は国民にとって開放されるべき公共財であるとされたからこそ、システムの整備や維

持と言った観点が優先されたのである。

2. 電信を利用する権利を保証する主体は誰か

電信システムに対して「情報通信の公共性」が認められた上で、電信国有化議論の最大の争点となったのは、国家の役割をどのように認識するのかであった。スクーダモアもジェヴォンズも「法的独占（legal monopoly）」は好ましくないと述べている。特別委員会も下院に対する報告書で「郵政省による電信の独占は好ましくない」と、最初に示している。それにも関わらず、賛成派は政府による電信国有化を認める。反対派は、電信国有化法で実施される政府の電信システムは、民間会社の買収価格の算定が楽観的すぎるので、低額な一律料金によってシステムを維持・運営することはできなくなるであろうとして、自由競争下での民間会社の運営が望ましいと主張した。これに対しスクーダモアは、これまでの民間会社による電信システムでは高額な通信料金や電信の遅配などと言った問題は解決されず、政府による統括的な管理・運営によってのみ、人々が満足できる電信システムが提供できるのであると主張した。ジェヴォンズも、問題は公共の利便性（the public convenience）をいかに構築するかであり、その為には政府の一時的な統制も可能であると主張する。彼らは①電信システムがすべての人々に利益をもたらす「普遍的な公益性」を持っており、②国家は公共性を担う機関の一つであり、かつ国家は一つの機関としては重要かつ最大であるから、国民に対し公益を十分に提供しなければならないため、③電信システムを政府が統括すべきだ、と主張するのである。ここには、国民に対して公益を保

1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入

証するのは国家であるという観念が見られる。この観念は、特別委員会が電信国有化法の趣旨をそのまま採択したことや、下院議会が特別委員会の改正法案を議決したことからも、広く承認されていたと言えるだろう。

このような「普遍的な公益性」の観念には、レッセ＝フェールと「小さな政府」を理想とする、国家政策の方針が自由主義であった時代における、国民のための国家干渉政策の実施という歴史的な背景があった³⁰⁾。それらは1830年代から1860年代にかけての工場法の改革、1848年の公衆衛生法の成立、1833年の教育法改正と1870年の初等教育法の成立、19世紀前半の警察制度の発展、などである。これらの政策はJ.ベンサムやJ. S.ミルの功利主義による社会改革の主張や、ロバート・オーウェンらの社会改革運動の成果と言われているが、電信国有化法案の議論を見る限り、経済的自由主義の立場であっても、国民全体の利益を確保する場合、国家の干渉を容認する意識があったと推察できる。

加えて、これらの先行する国家干渉政策には社会福祉的な性格が強いが、電信国有化は私有財産を強制的に買収するという、より積極的な社会経済的干渉を行う性格を持つ。その点で電信国有化法案は、自由主義時代の社会福祉的政策・治安維持政策とは趣旨が異なる国家干渉政策とみることができる。これ以後イギリスでは、鉄道などの各種産業の国有化や、第2次世界大戦後の国民健康保険(National Health Service)の制度導入で頂点に達する国有化政策が徐々に進展する。江里口(2008)の整理では、20世紀の石炭産業の国有化は単なる社会主義的・社会福祉的な観点からではなく、産

業政策的な効率と社会的な公益の実現のために行われた。その意味では電信国有化は後の国有化政策の先駆けとなったと言える。

3. 小括

以上で述べたように、イギリス電信国有化法案は、政治支配的・軍事戦略的な理由よりも、「公益性」を重視したコミュニケーションの普及という観点から、民間会社の強い反対を押し切り成立した。その後1869年の買収金額等の改正議論とその法改正を受けて、1870年1月28日に電信システムの運営は政府へ移管され、国内一律料金(1シリング)による電信通信が開始された。世論を背景として法案支持派が目指していた、公共のためのコミュニケーション設備の提供という趣旨が実現していることは、図1による電報の増加な

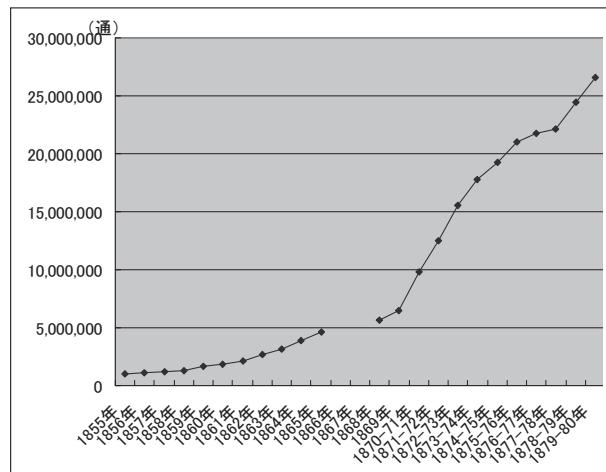


図1 イギリス国内電報総数 1855～1880年

1855～1865年はCopy “of Reports to the Postmaster General by Mr. Scudamore upon the Proposal for Transferring to the Post Office the Control and Management of the Electric Telegraphs throughout the United Kingdom,” [1867-68, 202], BPP, 3 April 18より、1868年（この年は推量しか提示されていない）及び1869年はSpecial Report from the Select Committee on Electric Telegraphs Bill; together with the Minutes of Evidence, Appendix, Index, [1867-68, 435], BPP, 16 July 1868より、1870～1880年はForty-First Report of the Postmaster General on the Post Office, Appendix, [1895, C. 7852], BPP, 1895, Appendix H.より作製。

どからも分かる。また同法によって、既存の郵便局で電信業務の取り扱いが開始され新たな電信局が開局したこと、民衆の電信利用の普及に貢献した。19世紀後半のイギリスにおける情報社会において、電信国有化法の施行は、より人々に開放された情報ネットワークを構築する機会となったのである。

VII. 結論

議会で認められた電信の公共性とは、電信には国民に広く解放されるべき公益性があり、それ故に国がその公益を社会全体に保障すべきである、というものであった。

言い換えると、イギリス国内電信の国有化は、①電信インフラは公益である、②公益への人々のアクセス権は保障されなければならない、③国が公益へのアクセス権を保障すべきである、との意見が議会で承認され、実施されたと言える。

本論文の分析から、①自由主義の時代でも「公共性」という観念が重要な役割を果たしたこと、②新技術の普及（とくにインフラ技術）には、技術の公共性の認識が重要な意味を持つことが示唆されよう。イギリスにおける電信国有化では科学技術の進展だけではなく、「情報通信の公共性」や「普遍的な公益性」、また「普遍的な公益は国家が担う」という観念が、情報社会の展開にかかわっていた。確かに科学技術の発展は社会を大きく変革させる要因である。しかし電気的・電子的な情報通信ネットワークを基礎とした情報社会を考える場合、科学技術の発展という視点以外にも、人々の公共性に対する認識を考慮する必要があると言えるだろう。

電信国有化を支持する人々が、政府による

「普遍的な公益は国家が担う」という観念を強力に進めた背景には、商人や金融界、さらには一般の人々の「自由なコミュニケーションへの欲求」が存在したことが、電信国有化の経緯から推察される。「電信の料金が高い」、「政府による電信の統括が望ましい」とする意見が各方面から政府関係者に提言された点については本論文で取り上げたが、今後は、19世紀の情報社会を展開させた根本的な観念として、商人や金融界、さらには一般の人々の「自由なコミュニケーションへの欲求」に注目し、これを検証すべきだろう。そのためには、イギリス電信国有化法案をめぐる議論の中で作成された請願書、パンフレット、新聞投書などを対象にして、「自由なコミュニケーションへの欲求」がどのような意見・理論であったのかを解明する必要がある。

謝辞

本稿を作成するにあたり、本学経済学研究科の長尾伸一教授をはじめ、愛知県立大学外国語学部の大野誠教授、本学経済学研究科の西本和見助教、田中啓太特別研究員、その他貴重なご助言をいただきました方々に御礼を申し上げます。

付記

本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励金、課題番号19・8096）による研究成果の一部である。

注

1) 法律の原文等は以下のとおり。Electric Telegraphs. A Bill to enable Postmaster General to acquire, work and maintain Electric Telegraphs, [1867-68, Bill 82], 及びそ

の改正法案 Electric Telegraphs. A Bill [as amended by Select Committee] to enable Postmaster General to acquire, work and maintain Electric Telegraphs, [1867-68, Bill 239]. 改正法案可決後は The Telegraph Act, 1868 と略して記される。

2) Electric and International Telegraph Company (1868), p.8.

3) Perry (1997). L. J. ティヴィー (1973) では、「おそらくその用語（国有化）の使用の最初である」との言及している（訳書78頁）。

4) 後述の公共事業研究の章を参照。

5) Frank Ives Scudamore (1823-1884) はケント州 Eltham の出身で父親は事務弁護士 (solicitor)。1840年郵政省に入所。1861年に郵政省による貯蓄銀行制度 (Saving Banks, 労働者の少額預金を郵便局で保証し取り扱う制度) の導入に尽力し成功させる。郵政省の高官となった彼は郵政大臣のスタンレーから電信国有化についてのプロジェクトを任せられる (*Oxford Dictionary of National Biography*, 2004, Vol.30)。

6) 情報社会論は、その理論の対象が20世紀の半ばに登場したコンピュータ技術を基盤とした情報社会の分析に端を発しており、電信ネットワークそのものが研究対象とされているわけではないが、情報社会の一段階としてその理論の実証段階で触れられている。

7) 1980年代以降、世界システム論やグローバリズムによる社会構造の分析が目立っている。特に Patrick K. O'Brien (2000) は、電信に関する研究そのものではないが、ヘゲモニー国家によって国際システム全体に提供される「国際公共財 international public goods」(「ゲームのルール」)を設定し経済構造と安全保障構造の両面から影響力を行使したヘゲモニー国家が、同時に国際政治経済秩序を維持し拡張するために提供したもの。自由貿易体制・国際決済制度としての国際金本位制、安全保障としての海軍力と公海航行の自由、円滑な取引や外交関係を支える国際法、情報交換のための海底ケーブル網設置などを指す。(秋田, 2003, p. 6)」の重要性を説く。この国際公共財に

は電信による情報流通が含まれている。この主張は秋田 (2003) によって援用され、同編著 (2003) では「帝国的な構造的権力」として詳細に紹介されている。さらに「科学技術帝国論」とも言うべき独自のグローバリゼーション理論を展開するのが、Daniel R. Headrick である。Headrickの一連の著作はイギリス帝国を支えた科学技術に着目した、「科学技術からの帝国史」というスタイルをとる。電信ネットワークも「invisible weapon」として、イギリス帝国の勢力となったことが解明されている。また日本国内においては、土屋 (2001) が電信ネットワークに着目し、電信の発明により始まった情報通信革命が海外政策に与えた影響について国際政治的に解明している。

8) また、ジェヴォンズの社会改良政策という視点に関しては、佐々木弘 (1973) などの公益企業研究の中でも指摘されている。

9) Electric and International Telegraph Company (1868), pp. 2-4.

10) 高田は小野塚編著 (2009)『自由と公共性 介入的自由主義とその思想的起点』で、自由主義の国家干渉政策研究の1970年後半から1980年代前半にかけての重要な成果にふれた上で、「この経済政策史研究において決定的に欠落していたのは「社会」の視点であった。(p. 109脚注)」と指摘しているが、本論文でも電信という情報通信ツールが普及に際して「社会」がいかなる経緯でそれを可能にしたのかを問うものである。

11) Kieve (1973), p. 120. J. L. リカードは経済学者リカード David Ricardo の甥であり、クックと共に 1837 年に The Electric Telegraph Company を設立した (p. 46)。後年、叔父と同様に下院議員も務め、また London & Westminster Bank の役員 (director) を永年勤める。キーヴは、リカードは顕著な自由貿易主義者で、穀物法及び航海法の撤廃で重要な役割を果たした人物であると指摘している。Kieve 自身は彼の立場をどのように取り扱うか難しいとしているが、電信業界からの金銭的な関係は絶っており、自由貿易主義者による電信国有化の推進者であったと説明している (p. 120)。

- 12) 小糸 (1976), pp. 61-62。この連合にはロイター社も参加した。
- 13) 井上 (1987), p. 84, pp. 220-223。ジェヴォンズについては後節にて詳細を述べる。
- 14) 鈴木 (2004), p. 133。
- 15) ただし鉄道会社は、法案にウェイ・リーヴの権利等が考慮されることなどが盛り込まれた結果、電信国有化に強く反対することはなくなっていた。
- 16) Reports to Postmaster General by Mr. Scudamore upon the Proposal for Transferring to Post Office Control and Management of Electric Telegraphs throughout the United Kingdom (3 April, 1868), 1867-1868 (202), XLI. 555, pp.4.
- 17) *Ibid.*
- 18) Electric and International Telegraph Company (1868), pp. 1-5.
- 19) 1868年 6月23日に委員長以外の 6名が選出され、委員会で議論されるべき論点が 5つ決定された。その後新たに 5名が（内 1名は先の議員の交代）追加選出され、7月 1日に証人を召喚しての委員会が開催された (Select Committee on Electric Telegraphs Bill Special Report, Proceedings, Minutes of Evidence, Appendix, Index 1867-68 (435)(435- I) XI. 1,333)。特別委員会委員は以下のとおり。議長：George Ward Hunt (保守党), 委員：保守党 5名 (Robert James Loyd-Lindsay, Charles Edward Turner, John William Fane, George Montagu Warren Sandford, Frederich William Heygate), 自由党 5名 (Charles Morgan Norwood, Edmund Potter, George Joachim Goshcen (1868年12月に発足したグラッドストン内閣で商務大臣に、1887年に大蔵大臣となる人物。1895年に保守党に移る。), George Leeman, William Graham)。
- 20) 電信国有化事業は法案が改正されるたびに買収経費が増大した。その穴埋めのため、スクーダモアは議会の承認を経ず国家予算を使用し、後のグラッドストン政権を揺るがすスキャンダルとなった (Perry (1997), pp. 422-423.)。
- 21) 村岡健次, 木畠洋一編 (1991)『イギリス史 3 近現代』山川出版社, p. 156.
- 22) *Hansard*, HC Deb 09 June 1868, vol. 192, cc. 1301-33. 19世紀の社会福祉的政策の第一人者チャドウィックが鉄道の国有化に賛同していた点は興味深い。スクーダモアはチャドウィックに書簡を出している (UCL Special Collections: NRA 21653 Chadwick)。
- 23) *Ibid.*,
- 24) 電信受信機については、投資によって種々の改良が行われ、1858年にヒューゴ型電信印刷機 Hughes Printer や1863年にファックスの原型であるカッセリー型ファクシミリ Caselli's Facsimile Telegraph などが開発され、特許が取られていた。
- 25) 政府や政治家にとって都合の悪い電報の情報漏洩、配達遅延といった妨害などか行われる可能性があると主張する。また委員会においても、Electric and International Telegraph Company の電信技術者であるカリー (Richard Spelman Culley) が、電信に関する不正は行われておらず、政府による不正介入の方がより疑いが強いとも主張する (1868年 7月 6日証言)。
- 26) 4 条件については井上 (1987), p. 221から引用した。
- 27) 鉄道事業 (1867~1874年に国有化論が活発化した) は、第1条件による利益が認められるものの、第 2・4 条件については郵政事業とはまったく異なり、国有化・国営化には問題があると主張する。(同著, pp. 220-221)。
- 28) 村岡 (1980), ケイン=ホプキンズ (1997), 竹内 (2011)などを参照。
- 29) Kieve (1973), 佐中 (1999) など。
- 30) 村岡 (1980) の特に第3部を参照。岡田 (1976) ケイン=ホプキンズ (1997), 竹内 (2011) でも取り上げられている。

主な参考文献

【一次史料】

<イギリス議会文書>

Electric Telegraphs. A Bill To Enable Her Majesty's Postmaster General to acquire, work, and maintain Electric Telegraphs, [1867-68, Bill 82], BPP, 1 April 1868

Copy "of Reports to the Postmaster General by Mr. Scudamore upon the Proposal for Transferring to the Post Office the Control and Management of the Electric Telegraphs throughout the United Kingdom," [1867-68, 202], BPP, 3 April 1868

Copy "of further Correspondence between the Treasury and the Postmaster General relating to the Electric Telegraphs Bill." [1867-68, 272], BPP, 14 May 1868

Special Report from the Select Committee on Electric Telegraphs Bill; together with the Minutes of Evidence, Appendix, Index, [1867-68, 435], BPP, 16 July 1868

Electric Telegraphs. A Bill [as Amended by the Select Committee] To Enable Her Majesty's Postmaster General to acquire, work, and maintain Electric Telegraphs, [1867-68, Bill 239], BPP, 18 July 1868

Forty-First Report of the Postmaster General on the Post Office, Appendix, [1895, C. 7852], BPP, 1895.

<パンフレット>

Electric and International Telegraph Company (1868), *Government and the Telegraphs: Statement of the Case of the Electric and International Telegraph Company Against the Government Bill for Acquiring the Telegraphs*, London: Effingham Wilson.

Allan, Thomas (1859), *Allan's System of National Telegraphic Communication*, London.

Jevons, William S. (1883), "On the Analogy between the Post Office, Telegraph, and Other

Systems of Conveyance of the United Kingdom, as regards Government Control (Read at the Manchester Statistical Society, April 10th 1867)," *Methods of Social Reform and Other Papers* (London: Macmillan and Co., reprinted: Biblio Bazaar, 2011), pp. 277-292

【刊行資料】

室井 崇監訳・発行 (1972) 『ケーブルアンドワイ ヤレス会社 1868年～1968年百年史』(国際電信電話株式会社:国際電気通信参考文献シリーズ3として発行された)

The International Telecommunication Union (1965), *From Semaphore to Satellite*, Geneva, (国際電信電話株式会社編 (1971) 『腕木通信から 宇宙通信まで』国際電信電話株式会社)

Science Museum (Great Britain) (1950), *One Hundred Years of Submarine Cables/ [by Gerald Reginald Mansel Garratt]*, London: H. M. S. O., (国際電信電話株式会社編 (1971) 『英國における海底ケーブル百年史』国際電信電話株式会社)

【二次文献】

秋田 茂 (2003) 『イギリス帝国とアジア国際秩序 ヘゲモニー国家から帝国的な構造権力へ』名古屋大学出版会。

秋田 茂編著 (2004) 『イギリス帝国と20世紀 第1巻 パクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房。

井上琢智 (1987) 『ジェヴォンズの思想と経済学－科学者から経済学者へ－』日本評論社。

江里口 拓 (2008) 『福祉国家の効率と制御－ウェッブ夫妻の経済思想－』(昭和堂)。

岡田与好 (1976) 「自由放任主義と社会改革－「十九世紀行政改革」論争に寄せて－」, 『社會科學研究』第27巻, 第4号, pp. 1-37。

小野塚知二編 (2009) 『自由と公共性 介入的の自由主義とその思想的起点』日本經濟評論社。

小坂直人 (2005) 『公益と公共性 公益は誰に属するか』日本經濟評論社。

小峯 敦編 (2007) 『福祉の経済思想家たち』ナカ

- ニシヤ出版。
- 斎藤純一（2000）『公共性』（岩波書店）。
- 佐々木 弘（1973）『イギリス公企業論の系譜』千倉書房。
- 佐中忠司（1999）『英国電気通信事業成立史』大月書店。
- 鈴木俊夫（2004），「19世紀の「通信革命」とシティ」，イギリス都市・農村共同体研究会，東北大学経済史・経営史研究会 編，『イギリス都市史研究 都市と地域』（日本経済評論社），p. 121-144。
- 竹内幸雄（2011）『自由主義とイギリス帝国 ースミスの時代からイラク戦争まで』ミネルヴァ書房。
- 竹島武郎（1989）『イギリス政府・議会文書の調べ方』丸善。
- 土屋大洋（2001）『情報とグローバル・ガバナンス：インターネットから見た国家』慶應義塾大学出版社。
- 遠山嘉博（1973）『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房。
- 西沢 保，服部正治，栗田啓子編（1999）『経済政策思想史』有斐閣。
- 村岡健次（1980）『ヴィクトリア時代の政治と社会』ミネルヴァ書房。
- Bell, Daniel (1973), *The Coming of Post-Industrial Society*, New York: Basic Books, (内田忠夫, 他5名訳 (1975)『脱工業社会の到来』上・下巻, ダイヤモンド社).
- Brundage, Anthony (1988), *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854*, USA: Pennsylvania University Press, (廣重準四郎, 藤井透訳 (2002)『エドウィン・チャドウィック 福祉国家の開拓者』ナカニシヤ出版).
- Cain, Peter J. & Hopkins, Antony G. (1993), *British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, London: Addison Wesley Longman Ltd., (竹内幸雄, 秋田茂訳 (1997)『ジェントルマン資本主義の帝国 I 創生と膨張1688-1914』名古屋大学出版会).
- Cookson, Gillian (2003), *The Cable: The Wire That Changed the World*, Gloucestershire, England: Tempus Publishing Ltd.
- Kieve, Jeffrey L. (1973), *The Electric Telegraph: A Social and Economic History*, UK Newton Abbot: David and Charles.
- Headrick, Daniel R. (1981), *The Tools of Empire: Technology and European Imperialism in the Nineteenth Century* (1981), Oxford University Press, (原田勝正, 他訳 (1989)『帝国の手先 ヨーロッパ膨張と技術』日本経済評論社).
- (1991), *The Invisible Weapon: Telecommunications and International Politics 1851-1945*, Oxford University Press.
- (1988), *The Tentacles of Progress - Technology Transfer in the Age of Imperialism, 1850-1940* Oxford University Press, (原田勝正, 他訳 (2005)『進歩の触手 帝国主義時代の技術移転』日本経済評論社).
- Hochfelder, David (2000), “A comparison of the postal telegraph movement in Great Britain and the United States, 1866-1900,” *Enterprise and Society*, Vol. 1, No. 4 (Dec.), pp. 739-761.
- Marsden, Ben & Smith (2005), Crosbie, *Engineering Empires: A Culture History of Technology in Nineteenth-Century Britain*, Palgrave Macmillan.
- O'Brien, D. P. & John R. Presley (ed.) (1981), *Pioneer of Modern Economics in Britain*, London: Macmillan, New York: Barnes and Noble, (井上琢智, 上宮正一郎, 八木紀一郎他訳 (1986)『近代経済学の開拓者』昭和堂).
- Perry, Charles Richard (1980), “Frank Ives Scudamore and the Post Office Telegraphs Frank Ives Scudamore and the Post Office Telegraphs,” *Albion: A Quarterly Journal Concerned with British Studies*, Vol. 12, No. 4 (Winter, 1980), pp. 350-367.
- (1992), *The Victorian Post Office :The Growth of a Bureaucracy*, UK Suffolk: The Boydell Press.

1868年イギリス電信国有化法成立にみる公益性と国家介入

- (1997), “The Rise and Fall of Government Telegraphy in Britain,” *Business and Economics History*, Vol. 26, No. 2, pp. 416-425.
- Standage, Tom (1998), *Victorian Internet: The Remarkable story of the Telegraph and the Nineteenth Century's On-Line Pioneers*, Walker & Co., (服部桂訳 (2011)『ヴィクトリア朝時代のインターネット』NTT出版)).
- Tivey, Leonard J. (1973), *Nationalization in British Industry* London: Jonathan Cape, revised edition, (遠山嘉博訳 (1980)『イギリス産業の国有化』ミネルヴァ書房).
- Webster, Frank (1995), *Theories of The Information Society*, London: Routledge, (田畠暁生訳 (2001)『「情報社会」を読む』青土社).
- O'Brien, Patrick K.. (2000)『帝国主義と工業化14 15~1974 —イギリスとヨーロッパの視点から—』(訳:秋田茂, 玉木利明, ミネルヴァ書房)

(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)